



三重県公報

令和5年4月14日 (金)

第 404 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	2
	令和5年度狩猟免許試験の実施	(獣 害 対 策 課)	2
	令和5年度狩猟免許更新講習会及び適性検査の実施	(同)	3
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

川島土地改良区（四日市市川島町 5586 番地）

退任理事

四日市市川島町 727 番地 3

柳 川 康 秀

〃 〃 19 番地

桂 山 芳 治

就任理事

四日市市川島町 727 番地 1

柳 川 正 巳

〃 〃 675 番地

榊 原 秀 人

就任監事

四日市市川島町 6775 番地 2

清 水 英 夫

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、令和 5 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	試験種目	申請書の受付期限	定員
令和 5 年 6 月 24 日（土） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から	三重県四日市庁舎 四日市市新正 4-21-5	網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	令和 5 年 6 月 14 日（水）の 17 時まで	110 名程度
令和 5 年 8 月 17 日（木） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から	三重県津庁舎 津市桜橋 3 丁目 446-34		令和 5 年 8 月 7 日（月）の 17 時まで	110 名程度
令和 5 年 9 月 3 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から	三重県庁講堂棟講堂 津市広明町 13 番地		令和 5 年 8 月 24 日（木）の 17 時まで	130 名程度

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第 40 条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許 1 種類につき、5,200 円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900 円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。）

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲載するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県農林水産部獣害対策課又は各農林（水産）事務所へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください（スリッパ、草履等のご遠慮ください）。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただく場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、令和5年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 及び受付時間	主たる対象者 (居住する住所地)	会 場	申請書受付期限
令和5年6月13日（火） 受付12時30分～13時00分	津市	三重県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34	令和5年6月2日（金） の17時まで
令和5年6月15日（木） 受付12時30分～13時00分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町	三重県鈴鹿庁舎 4階第46会議室 鈴鹿市西条5丁目117	令和5年6月5日（月） の17時まで
令和5年6月25日（日） 受付12時30分～13時00分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町	三重県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5	令和5年6月15日（木） の17時まで
令和5年7月1日（土） 受付9時00分～9時30分	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉 城町、度会町、大紀町及び南 伊勢町	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町628番地2	令和5年6月21日（水） の17時まで
令和5年7月2日（日） 受付9時00分～9時30分	熊野市、御浜町及び紀宝町	三重県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371	令和5年6月22日（木） の17時まで
令和5年7月6日（木） 受付8時30分～9時00分	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和5年6月26日（月） の17時まで

令和5年7月11日(火) 受付12時30分～13時00分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町	三重県桑名庁舎 3階第1会議室 桑名市中央町5-71	令和5年6月30日(金) の17時まで
令和5年7月14日(金) 受付8時30分～9時00分	尾鷲市及び紀北町	三重県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町1-1	令和5年7月4日(火) の17時まで
令和5年7月18日(火) 受付12時30分～13時00分	津市	三重県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34	令和5年7月7日(金) の17時まで
令和5年7月20日(木) 受付8時30分～9時00分	松阪市、多気町、明和町及び 大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	令和5年7月10日(月) の17時まで
令和5年7月22日(土) 受付8時30分～9時00分	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和5年7月12日(水) の17時まで
令和5年7月25日(火) 受付12時30分～13時00分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町	三重県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5	令和5年7月14日(金) の17時まで
令和5年7月26日(水) 受付9時00分～9時30分	熊野市、御浜町及び紀宝町	御浜町役場 3階くろしおホール 南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1	令和5年7月14日(金) の17時まで
令和5年8月8日(火) 受付9時00分～9時30分	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉 城町、度会町、大紀町及び南 伊勢町	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町628番地2	令和5年7月28日(金) の17時まで
令和5年8月27日(日) 受付8時30分～9時00分	松阪市、多気町、明和町及び 大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	令和5年8月17日(木) の17時まで

2 受講及び受検対象者

令和5年9月14日まで有効の狩猟免許を持っている者(令和2年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者)で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる2以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許1件につき、2,900円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地为所管する各農林(水産)事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

5 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただく場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和5年3月20日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業地域

津市、桑名市、名張市、亀山市、伊賀市及び桑名郡木曾岬町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和5年3月16日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

2 作業地域

津市、松阪市及び伊賀市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和5年3月14日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業地域

四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、いなべ市、三重郡菰野町、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町及び北牟婁郡紀北町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業期間

令和5年4月10日から同年12月22日まで

3 作業地域

津市牧町、伊勢市小俣町元町、同市一色町、同市二見町西、松阪市嬉野中川町、同市嬉野天花寺町、同市清水町、同市早馬瀬町及び鈴鹿市甲斐町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、名張市長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年3月23日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
名張市黒田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和5年3月2日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字下市木

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和5年3月2日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字上市木及び同町大字下市木

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和5年1月24日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字上市木

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月22日に終了した旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

令和5年4月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業地域
名張市の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 17 日に終了した旨、名張市長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
名張市夏秋
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 17 日に終了した旨、名張市長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
名張市黒田
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 24 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正）
 - 2 作業地域
亀山市全域
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 17 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業地域
亀山市布気町及び同市川合町
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 2 月 10 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 3 級水準測量）
 - 2 作業地域
鳥羽市鳥羽三丁目
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 23 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域
志摩市志摩町御座

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
